

宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領

宇治市契約課

この要領は、宇治市において発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品等の供給、役務の提供の契約対象者を決定するにあたり、公募型指名競争入札（見積）方式（簡易公募型指名競争入札（見積）方式を含む。以下同じ。）を採用した場合に適用する実施要領である。

なお、公募型指名競争入札（見積）の実施にあたっては、各案件ごとに作成する「公募型指名競争入札（見積）のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）とあわせて内容を判断するものとし、重複した記載内容がある場合は「お知らせ」に記載の内容を優先し判断するものとする。

1 競争入札（見積）に付する事項

- (1) 件名 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。
- (2) 案件場所 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。
- (3) 期間及び期限 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。
- (4) 概要 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札（見積）参加者に要求される資格

特に定めのない場合は、当該案件の公募型指名競争入札（見積）に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次の資格を満たしていなければならない。ただし、各案件の「お知らせ」にて特別に定めた場合は、次の項目に、別途定めた項目を追加又は削除した項目にて審査、判断することとする。なお、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準において、競争参加資格の制限や運用にあたっての留意点（新規登録業者の運用等）についての項目に該当する場合は、当該規定の内容によるものとする。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ③ 公募型指名競争入札（見積）参加表明書（以下「参加表明書」とい

う。)の受付期間の最終日から入札(見積)執行の日までの期間に宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。

- ④ 許可、登録等が必要な場合には、それら必要な許可、登録等を得ていること。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(2) 入札(見積)参加者を選定するための基準

参加希望者の同種又は類似の実績、経営内容、技術者の資格及び経験等の中で、当該案件の履行を確保するにあたり、必要と思われる項目について審査し、この件の入札(見積)参加者を指名するものとする。

なお、重点的に審査をする項目は各案件の「お知らせ」に記載の内容によることとする。

3 関係書類の配布

(1) 配布場所

- ① 物品等の供給、役務の提供(以下「物品等」という。)
宇治市総務部契約課
- ② 建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務(以下「工事等」という。)
京都府電子入札システム
ただし、特別に定めのある場合は、その内容に従うものとする。

(2) 配布期間

- ① 物品等
各案件の公募開始から参加表明書の受付期間の最終日までとする。
ただし、開庁日とする。配布時間は午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)である。
- ② 工事等
各案件の公募開始から開札日の前日までとする。

4 入札(見積)への参加表明

本件の公募型指名競争入札(見積)に参加を希望する者は、公募型指名競争入札(見積)参加表明書(以下「参加表明書」という。)に本要領5(1)に定める必要資料を添付のうえ、宇治市長に提出しなければならない。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本件公募型指名競争入札（見積）に参加を希望する者は、参加表明書に各案件の「お知らせ」に定める資料を添付して提出すること。

(2) 提出方法等

① 提出場所

本要領3（1）に同じ。

② 受付期間

各案件の「お知らせ」に記載の内容による。当該案件の区分が物品等の場合は、開庁日とし、受付時間は、「お知らせ」に定めのある場合を除き、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。当該案件の区分が工事等の場合は、京都府電子入札システムにて受付を行う。

③ 提出方法

当該案件の区分が物品等の場合は、持参を原則とする。当該案件の区分が工事等の場合は、京都府電子入札システムにて提出を行うものとする。特別に定めのある場合は、その内容に従うものとする。

6 入札（見積）参加者への通知

(1) 入札（見積）参加者への通知

① 宇治市業者選定委員会が、参加表明書等により入札（見積）参加者を選定し指名する。

② 入札（見積）参加者への指名の通知は、「お知らせ」に定めた期日にファックス等により連絡する。

(2) 非指名理由の説明

① 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対しては同期日にその旨を通知する。

② 決定内容に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

③ 非指名理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に、宇治市総務部契約課において行う。

7 仕様書、設計書の配布

本要領 3 に同じ。

8 仕様書、設計書に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

① 受付場所

宇治市総務部契約課

② 受付期間

各案件の「お知らせ」に記載の内容による。ただし、開庁日とする。

受付時間は、「お知らせ」に定めのある場合を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）である。

ただし、「お知らせ」に定めのない場合は宇治市工事等競争入札心得及び宇治市物品等競争入札心得（以下「競争入札心得」という。）によるものとする。

(2) 提出方法

質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。ファックスによる送付も認めるが電話等により到着の確認を行うこと。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、「お知らせ」に定めた期日以降に、回答書を配布する。

ただし、「お知らせ」に定めのない場合は「競争入札心得」によるものとする。

9 入札（見積）及び開札の予定日時及び場所

(1) 日 時 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

(2) 場 所 各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

記載のない場合は、宇治市役所入札室とする。

所在地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

宇治市役所 西館 4 階

(3) 留意点 入札参加者数等により変更の場合がある。確定した入札（見積）及び開札の日時及び場所は、入札（見積）参加者への通知時に、資格審査結果通知書兼入札（見積）通知書に記載するので確認すること。

10 入札（見積）方法等

特に定めのない場合は、「競争入札心得」によるものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

特に定めのない場合は、「競争入札心得」によるものとする。

12 開札

当該案件の区分が物品等の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

見積の場合、見積の執行は宇治市総務部契約課において行い、その結果は、契約予定者決定後、見積参加者にファックス等において連絡する。

13 入札（見積）の無効

(1) 本要領に示した入札（見積）に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札（見積）。なお、指名されたものであっても、入札（見積）時点において本要領に示した入札（見積）に参加する者に必要な資格のない者のした入札（見積）は無効とする。

(2) その他の事項は、「競争入札心得」による。

14 予定価格

各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

15 最低制限価格

各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

16 落札者の決定

特に定めのない場合は、「競争入札心得」によるものとする。

17 契約の締結

契約の締結は、各案件の区分に応じた宇治市標準契約約款に基づき作成する。

契約締結に際して、宇治市議会の議決等を要する場合は、当該契約議案が宇治市議会において議決等されることを要件として仮契約を締結し、要件を満たした後に本契約を締結するものとする。

18 支払条件

各案件の「お知らせ」に記載の内容による。

19 消費税及び地方消費税の扱い

(1) 特別に定めのある場合を除き、工事等の場合は、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

物品等の場合は、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の110に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、特別に定めのある場合を除き、消費税相当額を含まない金額で、入札（見積）を行った場合は、当該記載金額に消費税相当額を加算した金額をもって契約を締結する。消費税相当額を含む金額で、入札（見積）を行った場合は、入札（見積）書記載金額をもって契約を締結する。

20 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市建設工事請負契約約款等宇治市標準約款及び「競争入札心得」は、宇治市総務部契約課にて閲覧することができる。

入札（見積）結果等の契約に関する情報は、入札及び契約に関する情報の公表要領により行う。

21 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札（見積）参加者は、「競争入札心得」を熟読し遵守すること。

(3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札（見積）辞退者に不利益を課すことはない。

(5) 参加表明書の作成及び提出に掛かる費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された参加表明書及び添付資料は、返却しない。

(7) 参加表明書受付期間の終了後における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 各案件の「お知らせ」において定めがある場合はその記載内容を優

先するものとする。

- (9) 1 から21までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び「競争入札心得」、及び宇治市公募型指名競争入札（見積）事務取扱要領の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。

なお、宇治市においては透明・公正な契約手続をより追求する観点から、本件を含めた契約手続において不透明な働きかけや不正な手続が認められる場合、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

附則

1. この要領は、平成14年2月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附則

1. この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1. この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

1. この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附則

1. この要領は、令和3年4月1日から施行する。

簡易公募型指名競争入札（見積）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札（見積）を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市物品等競争入札心得を熟覧・承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

年 月 日

宇治市長

（担当課：契 約 課）

| | | | |
|--------------------|------------------------|----------------|----------|
| 件 名 | | | |
| 案 件 場 所 | 宇治市 | | |
| 期 間 及 び 期 限 | | | |
| 概 要 | | | |
| 予 定 価 格 | | 低価格調査基準額 | |
| 入札（見積）参加者に必要な資格・条件 | | | |
| 入札（見積）への参加表明書の受付 | | | |
| 提出期限 | 年 | 月 | 日（ ） 時まで |
| 提出場所 | 宇治市役所 3階 契約課 | | |
| 添付資料 | | | |
| 入札（見積）予定 | 予定日 | 年 | 月 日（ ） |
| | 場 所 | 宇治市役所 西館4階 入札室 | |
| 前 払 金 | 無し | 部 分 払 | 行わない |
| 消費税の扱い | 消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと | | |
| そ の 他 | | | |

| | | | |
|-------|-------------|------|----------|
| 案件の区分 | 建設工事 ・ 市内本店 | 契約方式 | 公募型 ・ 入札 |
|-------|-------------|------|----------|

公募型指名競争入札（見積）のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札（見積）を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市物品等競争入札心得を熟覧・承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

年 月 日

宇治市長

（担当課：契 約 課）

1 競争に付する事項

- (1) 件 名
- (2) 案 件 場 所 宇治市
- (3) 期間及び期限
- (4) 概 要

- (5) 予 定 価 格
- (6) 低価格調査基準額

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札（見積）参加者に要求される資格
 - ①土木一式について特定建設業許可を有する者
 - ②現に有効な経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評点が800点以上の者
 - ③市内に本店を有する単体業者
- (2) 入札（見積）指名業者を選定するための基準
 - ①資格要件による

3 入札（見積）への参加表明書の受付

(1) 受付期間

年 月 日（ ）から、

年 月 日（ ） 時まで。

(2) 受付場所 宇治市役所 3階 契約課

(3) 添付資料

なし

4 入札（見積）参加者への通知予定日

年 月 日（ ）

5 質疑期間

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市物品等競争入札心得による。

6 入札（見積）及び開札の予定日時及び場所

(1) 日 時 年 月 日（ ） 時 分から。

(2) 場 所 宇治市役所 西館4階 入札室

7 支払条件

(1) 前払金

無し。

(2) 部分払

行わない。

8 消費税の扱い

(1) 入札（見積）書記載金額

消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと。

(2) 契約金額

消費税及び地方消費税を含む金額で行う。

9 その他留意事項

建設工事用

簡易公募型指名競争入札（見積）参加表明書

年 月 日

宇治市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

宇治市においてお知らせのありました下記の案件の契約に係る公募型指名競争入札（見積）に参加を希望したく参加を表明します。

なお、本表明書のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

| | | |
|-------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 件 名 | | |
| 入札（見積）日 | 年 月 日 | |
| 建設業許可 | 工事の種類 | 許可区分 特定 ・ 一般 |
| 経 審 点 数 | 工事の種類 | 総合評定値 |
| 配 置 予 定 （主任・監理） 技 術 者 名 | | |
| 資 格 | | |
| 配 置 予 定 技 術 者 の 手 持 工 事 | 無 ・ 有 有の場合 工事名 工 期 請負金額 | |

- * 1. 建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければならない。
- * 2. 配置予定（主任・監理）技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。
- * 3. 記載した配置予定技術者をやむをえず変更する場合は、宇治市長に届け出ること。

建設コンサル等・物品・役務用

簡易公募型指名競争入札（見積）参加表明書

年 月 日

宇治市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

電 話 番 号
F A X 番 号

宇治市においてお知らせのありました下記の案件の契約に係る公募型指名競争入札（見積）に参加を希望したく、資料を添えて、参加を表明します。

なお、本表明書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

件 名

添付書類 各案件の「お知らせ」に記載の内容による

| | | |
|------|------|--|
| 担当者名 | フリガナ | |
| | 氏 名 | |
| 連絡先 | | |

※担当者名は、参加表明書作成者の氏名を記入ください。

実 績 調 査 書
年 月 日

商号又は名称

| 件 名 | 発注機関名 | 概 要 | 実施場所 | 年 度 | 契 約 金 額 |
|-----|-------|-----|------|-----|---------|
| | | | | | |

- * 実績は、公共・民間を問わず、元請けのものとする事。
- * 実施場所は、業務等を行った府県名及び市町村名を記入のこと。
- * J Vで受注した場合は、契約金額の欄にその旨記載し、出資比率により案分した金額を（ ）内に記載のこと。